

事業別評価調書 (チェックリスト)

整理番号	1	事業名	(仮称) 福島市保健所整備事業		補助 単独	地区名 (事業箇所名)	福島市森合町	担当部課名	健康福祉部 保健所準備室																																																																																																																									
評価を受ける理由	要綱第3条第2項																																																																																																																																	
根拠となる項目 (○をつける)	要綱 第3条第1項 (1) 事業採択から5年経過した時点で未着工の事業																																																																																																																																	
	第3条第1項 (2) 事業採択から10年を経過した時点で継続中の事業																																																																																																																																	
	第3条第1項 (3) 評価実施から5年経過した時点で継続中の事業																																																																																																																																	
	第3条第1項 (4) 計画変更を行おうとする事業 (軽微なものは除く)																																																																																																																																	
	第3条第1項 (5) その他社会経済情勢の変化に伴い評価実施の必要が生じた事業																																																																																																																																	
○ 第3条第2項 事業に係る予算を新たに措置し、又は事業に着手しようとする事業																																																																																																																																		
第3条第3項 本要綱と異なる対象事業案件が通知された国庫補助事業等																																																																																																																																		
事業根拠法・要綱等の名称		地域保健法																																																																																																																																
事業の概要	〔事業目的及び全体計画〕																																																																																																																																	
	(1) 事業目的 平成30年4月の中核市移行を目指す取り組みの中で、地域保健法第5条に基づく保健所の設置が必須であるため、既存の福島市保健福祉センターの一部改修も含めて保健所の整備を行うものである。																																																																																																																																	
	(2) 全体計画																																																																																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">H28</th> <th colspan="6">H29</th> </tr> <tr> <th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健福祉センター 3F保健所事務室、 5F血液検査室・相談室等</td> <td colspan="6" rowspan="2" style="border: 1px solid black;">設計発注 地質調査</td> <td colspan="6" rowspan="2" style="border: 1px solid black;">工事補正 予算</td> <td colspan="6" rowspan="2" style="border: 1px solid black;">入札</td> <td colspan="6" style="border: 1px solid black;">建築工事</td> </tr> <tr> <td>検査棟</td> <td colspan="6" style="border: 1px solid black;">建築 議決</td> <td colspan="6" style="border: 1px solid black;">建築工事</td> <td colspan="6" style="border: 1px solid black;">電気・機械設備工事</td> </tr> <tr> <td>犬猫保護施設</td> <td colspan="6" rowspan="2" style="border: 1px solid black;">建築 議決</td> <td colspan="6" rowspan="2" style="border: 1px solid black;">建築工事</td> <td colspan="6" rowspan="2" style="border: 1px solid black;">電気・機械設備工事</td> <td colspan="6" style="border: 1px solid black;">地盤改良工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="6" style="border: 1px solid black;">建築工事</td> <td colspan="6" style="border: 1px solid black;">電気・機械設備工事</td> <td colspan="6" style="border: 1px solid black;">外構工事</td> </tr> </tbody> </table>									区分	H28						H29						7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	保健福祉センター 3F保健所事務室、 5F血液検査室・相談室等	設計発注 地質調査						工事補正 予算						入札						建築工事						検査棟	建築 議決						建築工事						電気・機械設備工事						犬猫保護施設	建築 議決						建築工事						電気・機械設備工事						地盤改良工事							建築工事						電気・機械設備工事						外構工事				
区分	H28						H29																																																																																																																											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																																													
保健福祉センター 3F保健所事務室、 5F血液検査室・相談室等	設計発注 地質調査						工事補正 予算						入札						建築工事																																																																																																															
検査棟																			建築 議決						建築工事						電気・機械設備工事																																																																																																			
犬猫保護施設	建築 議決						建築工事						電気・機械設備工事						地盤改良工事																																																																																																															
																			建築工事						電気・機械設備工事						外構工事																																																																																																			
(3) 関連事業の状況																																																																																																																																		
事業採択予定年度		平成28年度			完成目標年度		平成29年度																																																																																																																											
要	計画事業費 (うち用地費)		財源別内訳又は負担割合			主要事業種目別積算内訳 (概算)																																																																																																																												
	864 百万円 ()		国 県 市 80 百万円 その他(起債 (基金) 160 百万円			設計・地質調査委託費 31 百万円 建設・改修工事費 833 百万円																																																																																																																												
〔事業に関する社会経済情勢等〕 (特記すべき事項)																																																																																																																																		
(1) 事業に関連する項目 平成26年5月に地方自治法が改正され、中核市への移行要件が人口30万人以上から20万人以上になったことを受け、本市は、権限を強化し、さらなる市民サービスの向上を図るため、平成30年4月の中核市移行を目指した取り組みを進めている。 中核市へは、福祉や保健衛生、環境、都市計画など多くの事務が県から移譲される中で、地域保健法に基づく保健所が必須であり、地域保健に係る統計、食品衛生、環境衛生、医事・薬事、感染症対策、難病対策等に関する業務を行うほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るための事業を行うこととなる。 ※保健衛生に関する主な移譲事務 ・飲食店営業等の営業許可、立入検査、食中毒の調査 ・旅館業、公衆浴場、理・美容所等の許可・届出・立入検査 ・病院、診療所、助産所等の立入検査 ・犬・猫の引き取りなどの動物愛護、狂犬病予防 ・感染症の発生情報、まん延防止のための措置																																																																																																																																		
(2) 地元住民・受益対象者の意向 以下の取り組みにより市民に説明を行うとともに、説明会などの参加者アンケートでは、約85%の方に概ね理解できたと回答をいただいていることから、一定程度の理解は深まっていると考えており、今後も引き続き周知に努めていく。 平成27年10月 「中核市」市民講演会 (約110名参加) 10月～ 市民への説明会 (26回、831名参加) 平成28年2、7月 自治振興協議会連合会への説明 6月～ 各地区自治振興協議会での説明 (18地区、1035名参加) 7月 町内会連合会への説明 7月 地元町内会長 (7町内会) への説明 8月 近隣住民への個別説明 10月 保健福祉センター利用団体への説明会 等																																																																																																																																		
(3) 関係機関・団体の意向 平成28年5月に、福島市保健所設置意見交換会を設置し、委員より専門的な立場からの意見をいただきながら、平成28年6月に福島市保健所設置基本方針を策定した。 〔意見交換会委員所属団体等〕 福島市健康づくり推進協議会、福島市医師会、福島歯科医師会、福島薬剤師会、福島県獣医師会、福島県県北食品衛生協会、福島市民生委員会連絡会、福島県保健福祉部、学識を有する経験者																																																																																																																																		
〔事業に関連する評価指標等〕																																																																																																																																		
(1) 主要な評価指標 ①いのちと健康を守る拠点の構築 ②健康危機管理の強化と体制整備 ③総合的な保健衛生サービスの推進																																																																																																																																		

事業別評価調書(チェックリスト)

費用対効果分析等	<p>【費用対効果分析等】 (1) 手法</p> <p>(2) 費用対効果の内容 保健所設置に伴い、県からの事務移譲により保健・医療・福祉の連携をさらに進め、生活習慣病予防、介護予防、地域医療推進、放射線健康管理等、市民のいのちと健康を守る拠点が構築される。</p> <p>また、市が行っている感染症対策(予防接種等)と、県が行っている感染症対応等を市保健所が一元的に実施することにより、健康危機管理において最も重要な予防対策を効果的に行うとともに、平常時からの食品衛生、環境衛生の監視業務や指導を通して、情報収集、分析、情報発信に努めることができる。</p> <p>さらに、市が行っている保健サービス(母子保健、成人保健等)と、県保健所が行っている保健サービス(感染症対応、難病対策等)を、市が一元的に実施することで窓口が一本化されわかりやすくなるとともに、市民のニーズに合致したきめ細かい健康づくりの施策の構築、提供に繋げることができる。</p> <p>【費用で特記すべき事項】</p> <p>【需要効果で特記すべき事項】</p>	国・県・市・民間との役割分担	<p>【市が事業実施主体となるべき理由・必要性】 平成30年4月の中核市移行を目指す取り組みの中で、地域保健法第5条に基づいて独自に保健所を設置する必要がある。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【地域保健法第5条より抜粋】 保健所は、都道府県、指定都市(政令指定都市)、<u>中核市</u>、その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。</p> </div> <p>【その他特記すべき事項】 県からの事務移譲を受け、これまで県と市で分担していた保健衛生事業等を一元化することにより、より迅速で幅広いサービスを提供できる組織体制を整備できる。</p> <p>また、市民の健康危機管理においては、広域的な対応も重要であることから、県や近隣市町村とも連携体制を構築していく。</p>				
	市民の参画	<p>福島市保健所設置意見交換会を設置し、福島市保健所設置基本方針の原案を検討した。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>【開催日程】 第1回 平成28年5月11日 第2回 平成28年5月25日</p> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>【意見交換会委員所属団体等】 福島市健康づくり推進協議会、福島市医師会、福島歯科医師会、福島薬剤師会、福島県獣医師会、福島県県北食品衛生協会、福島市民生委員長連絡会、福島県保健福祉部、学識を有する経験者</p> </td> </tr> </table> <p>市民への説明会を開催し参加者アンケートでは、約85%の方に概ね理解できたと回答をいただいている。 平成27年10月～ 市民への説明会(26回、831名参加中アンケート回答者540名) 平成28年 6月～ 各地区自治振興協議会での説明(18地区、1035名参加中アンケート回答者746名) 10月 保健福祉センター利用団体への説明会</p>	<p>【開催日程】 第1回 平成28年5月11日 第2回 平成28年5月25日</p>	<p>【意見交換会委員所属団体等】 福島市健康づくり推進協議会、福島市医師会、福島歯科医師会、福島薬剤師会、福島県獣医師会、福島県県北食品衛生協会、福島市民生委員長連絡会、福島県保健福祉部、学識を有する経験者</p>			
<p>【開催日程】 第1回 平成28年5月11日 第2回 平成28年5月25日</p>	<p>【意見交換会委員所属団体等】 福島市健康づくり推進協議会、福島市医師会、福島歯科医師会、福島薬剤師会、福島県獣医師会、福島県県北食品衛生協会、福島市民生委員長連絡会、福島県保健福祉部、学識を有する経験者</p>						
コスト縮減等の可能性	<p>【コスト縮減に向けた検討状況】 既存施設を最大限に活用するため、福島市保健福祉センターの一部を改修し、事務室及び血液検査室を設置することで建築コストを縮減する。</p> <p>【その他特記すべき事項】 中核市への移行により新たに加わる市保健所業務の実施にあたっては、これまで市が保健福祉センターを中心に行ってきた保健サービスと密接な連携をとるために同センター内に事務室を設置することが望ましく、事務室が離れた場合に生じる移動にかかる経費を軽減することができる。</p>	総合評価	<p>【総合評価と対応方針案】 (1) 総合評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>中核市は、地域保健法第5条に基づき保健所を設置する必要がある。</p> <p>本市の保健所においては、これまで市保健福祉センターを中心に行ってきた生活習慣病予防に関する相談や栄養指導、健康診査等市民に身近な保健サービスと、県が保健所で実施してきた感染症対策や食品衛生、生活衛生業務等専門的な保健サービスを一体化した組織体制を作り、市民の健康の安全と安心を守る業務を効率的・効果的に実施することが可能となる。</p> <p>さらに、保健所業務で得られた情報や地域保健に係る統計を集約し、分析することにより、保健・医療・福祉の連携をすすめ、施策を充実させていくことで「市民のいのちと健康を守る拠点」としての機能を持つ市保健所を目指すことができる。</p> </div> <p>(2) 対応方針案及び今後の事業の進め方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対応方針案</th> <th>新規着手</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後の事業の進め方</td> <td>平成28年度 実施設計、地質調査 平成28年度～平成29年度 保健所事務所・血液検査室改修工事等 平成29年度 保健所検査棟・犬猫保護施設建設工事等 平成30年度 中核市移行予定(市保健所供用開始)</td> </tr> </tbody> </table>	対応方針案	新規着手	今後の事業の進め方	平成28年度 実施設計、地質調査 平成28年度～平成29年度 保健所事務所・血液検査室改修工事等 平成29年度 保健所検査棟・犬猫保護施設建設工事等 平成30年度 中核市移行予定(市保健所供用開始)
対応方針案	新規着手						
今後の事業の進め方	平成28年度 実施設計、地質調査 平成28年度～平成29年度 保健所事務所・血液検査室改修工事等 平成29年度 保健所検査棟・犬猫保護施設建設工事等 平成30年度 中核市移行予定(市保健所供用開始)						